（表面）

第２次　申請受付開始のご案内

学校締切日：令和８年 11 月 21 日（土）

⚠ 最終受付につき、締切日以降は申請できません ⚠

高校生等奨学給付金　通常給付

奨学給付金は、教科書費や学用品費など、授業料以外の教育費を支援する制度です。
支給要件を満たす方は、申請により返済不要の給付金が支給されます。

●主な支給要件

１．基準日（令和８年７月１日）に保護者等が茨城県内に在住していること。

２．保護者等の世帯が、①～④のいずれかに該当すること。

①生活保護（生業扶助(高等学校等就学費)）受給世帯
生業扶助(高等学校等就学費)を受給していない場合は②の対象者として扱います。

②住民税所得割額が０円（非課税）の世帯

③住民税所得割額が 100 円以上 105,500 円未満の世帯（年収目安 270～380 万円）

④住民税所得割額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯（年収目安 380～490 万円）

・②～④については、保護者等全員（親権者等）の 道府県民税 及び 市町村民税の合算額で判断します。
・収入の有無に関わらず保護者等全員の課税額の確認書類が必要となります。
※両親（または片方の親）が海外赴任等により、課税額が確認できない場合等は支給対象となりません。

●高校生１人あたりの支給額（年額）

区分	全日制・定時制
生活保護（生業扶助）受給世帯	３２，３００円
住民税所得割額 非課税世帯	１４３，７００円
住民税所得割額 100 円以上 105,500 円未満	４７，９００円
住民税所得割額 105,500 円以上 182,500 円未満	３５，９３０円

（注１）受給を希望する場合は申請が必要です。
（注２）国籍・在留資格等の要件によって受給できる区分が異なります。
（注３）早期給付受給者が、通常給付でも受給認定となった場合は、上記年額から早期給付額を差し引いた差額が支給されます（ただし、差額が５円以下となった場合の支給はありません）。

●申請から認定までの流れ

☆支給時期の目安は、学校の申請締切日から３か月後です。

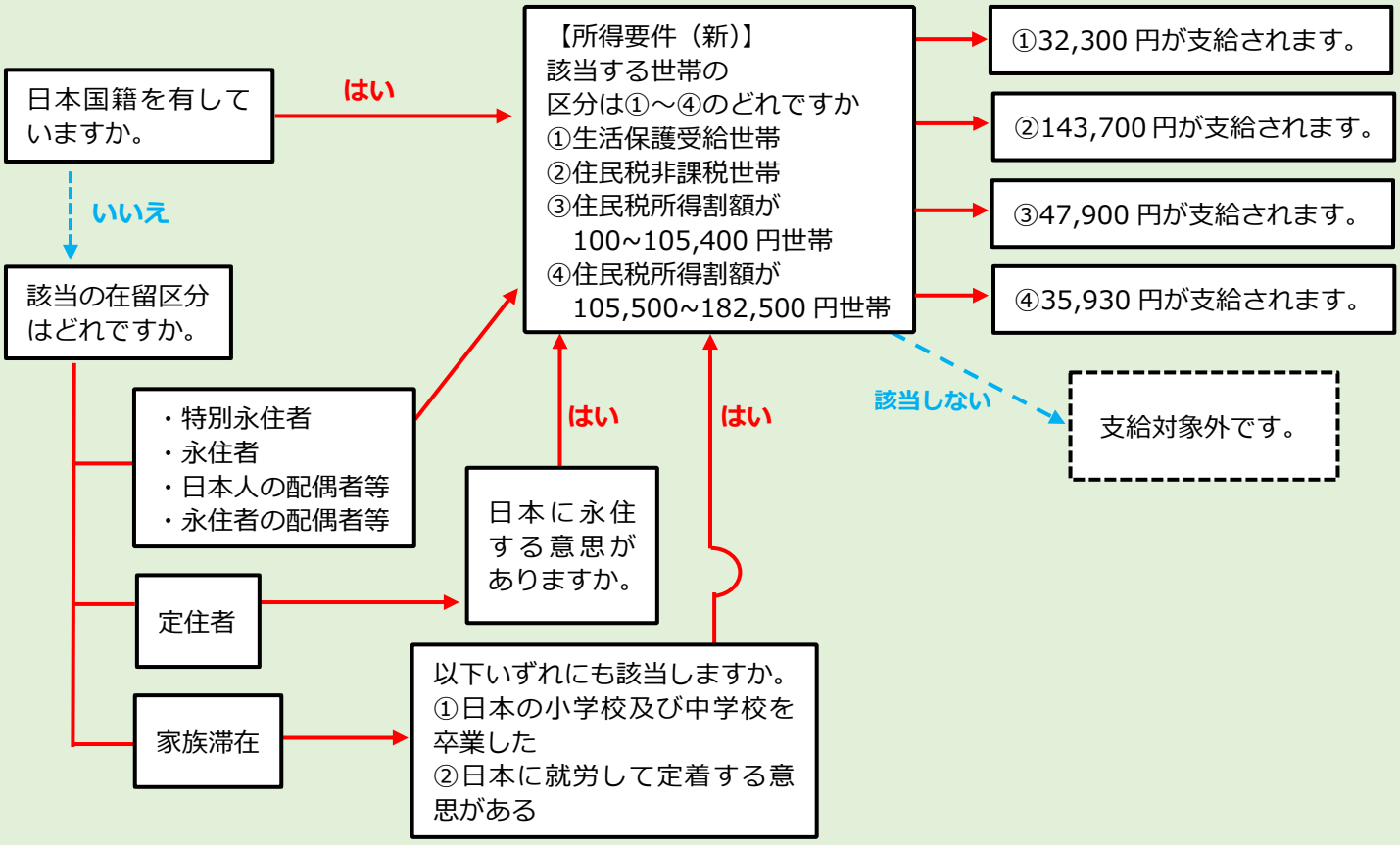
①申請希望者は事務室へご連絡ください。申請書類を配布します。
②申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付し、事務室に提出してください。
③認定可否を判定後、在学する学校から、審査結果通知を発出します
④認定者には銀行口座に給付金を振り込みます。

支給対象確認及び申請書類については裏面に記載

【問い合わせ先】茨城県立水戸農業高校 事務室
TEL：029-298-6266 音声ガイダンスで「９」を押してください（平日 8:30～17:00）

（裏面）

＜奨学給付金（通常給付）に係る支給対象・金額確認シート＞



●申請書類

共通書類

- **受給申請書**
- **口座振替依頼書、通帳の写し**

＋



記載したもの以外の追加書類を提出いただく場合があります。ご了承ください。

日本国籍

- 就学支援金の支給決定通知書の写し　または、**生徒**の住民票の写し
- 生活保護(生業扶助)受給 世帯の場合
  →生活保護受給証明書
  ※**生業扶助**（高等学校等就学費）の受給が確認できる書類
- 住民税所得割額が 182,500 円未満の世帯の場合
  →**保護者等全員分**の **R8 年度** 課税証明書
  または、保護者等全員のマイナンバーが確認できる書類(ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞの写し等を台紙に貼付して提出)

日本国籍以外

- 就学支援金の支給決定通知書の写し生徒の在留カードの写し 又は 住民票　等
  （国籍・在留資格・在留期間の記載があるもの）
- 生活保護(生業扶助)受給世帯の場合
  →生活保護受給証明書
  ※**生業扶助**（高等学校等就学費）の受給が確認できる書類
- 住民税所得割額が 182,500 円未満の世帯の場合
  →**保護者等全員分**の **R8 年度** 課税証明書
  または、保護者等全員のマイナンバーが確認できる書類(ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞの写し等を台紙に貼付して提出)

共通書類以外の書類は、本申請前の他の手続きにおいて提出済で、記載情報に変更がなければ再提出が不要となる場合があります。

※奨学給付金の申請を希望する方は、下記のＱＲコードを読み取り、書類の申し込みをしてください。

今回、期限が短いため事前に保護者等（全員）の令和８年度課税証明書またはマイナンバーカードの写しと、就学支援金の支給決定通知書の写しまたは生徒の住民票の写し（**マイナンバー不記載**）をご準備ください。生活保護の方は、生活保護（**生業扶助**）受給証明書（R8.7.1 以降発行のもの）と就学支援金の支給決定通知書の写しまたは生徒の住民票の写し（**マイナンバー不記載**）をご準備ください。